

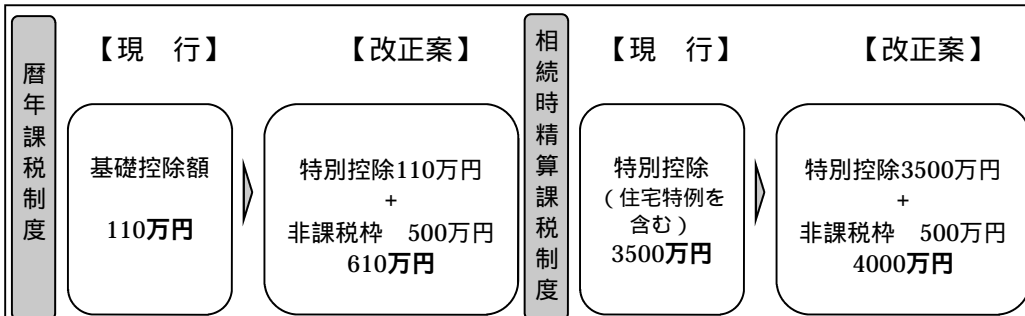
谷道事務所Presents ためになる法律講座

今月のTOPIC 課税枠が500万円拡大！

「住宅取得のための贈与税500万円非課税枠拡大」が2年の時限立法成立！
急速な景気悪化を受け、政府は追加経済対策法案として「中小企業の交際費課税の軽減」、「研究開発税制の拡充」、そして「住宅取得のための贈与税の500万円非課税枠拡大」などを盛り込んだ税制面の法律改正を行いました。
この中で最も減税効果が大いと思われるのが、贈与税の非課税枠拡大です。

住宅取得のための贈与税の非課税枠が500万円拡大(概要)

20歳以上の者がその直系尊属(親)から受ける、自らの居住用家屋等の取得のための金銭の贈与については、通常非課税枠に加えて500万円は贈与税を課されないこととなります。



適用対象となる住宅の取得等の範囲は、現行の住宅の取得資金に係る相続時精算課税の特例と同様です。

暦年課税制度と相続時精算課税制度とは？

さて、ここまでで、皆さんには聞きなれない贈与制度がいくつか出てきましたので、その解説をしていきたいと思います。

そもそも贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度という2種類の課税制度があり、贈与を受ける者がどちらの制度で納税するかを選択できるのです。

暦年課税制度とは、1年間に贈与された財産の総額に対して課税されるものです。

ただし、ひとり当たり年間110万円の基礎控除額があるため、贈与税は取得した財産価額の合計額から110万円を差し引いた後の価額に課税されます。

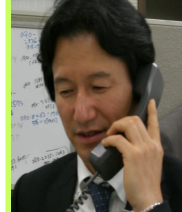
一方で、平成15年より相続時精算課税制度が新設されました。この制度は、親の財産を親が生きているうちから子供にスムーズに移転(贈与)ができるように、2,500万円までは無税(2,500万円を超える部分については、一律20%の贈与税の率で贈与税が課税されます。)で財産の移転ができる制度です。

但し、親が生前に贈与した財産は、親の死亡時に相続財産に合算されて相続税額が課税され、そこから生前に納めた贈与税額を控除することにより精算しようというものです。

	暦年課税制度	相続時精算課税制度
メリット	相続財産を減らすことが可能。結果的に相続税が安くなる。	一度に大型贈与がしやすい
デメリット	一度に大型贈与がしにくい	相続税を節税することができない。また、一度この制度を選択すると、暦年課税制度の贈与ができなくなる。

今回の贈与税に関する法改正で、たくさんの財産を贈与できるようになります。但し、選択を誤ると逆にデメリットとなってしまうこともありますので、谷道事務所までご相談下さい。

谷道事務所では、相続人関係、保有財産、また企業オーナーに対しては、スムーズな事業承継や事業財産を勘案して最適な贈与計画を立案します。



所長の谷道です。つまらないことでも、喜んでお答えします。

ますので、お気軽にご質問・お問合せを！

今月のPresent

「生前贈与」というテーマでお話させて頂きましたが、今回のプレゼントは「生前贈与に関する無料診断」を承ります。

皆様お気軽にご相談にいらしていただければ幸いです！

お問合せは コチラ

80th
谷道司法書士事務所
司法書士 谷道事務所
谷道行政書士事務所

〒933-0046
富山県高岡市中川本町
8番6号
Tel 0766-22-5511
(AM9時~PM6時)
Fax 0766-22-5513
(24時間受付中)
URL www.tanimichi.jp